

## 岐阜市信長公岐阜入城・岐阜命名450年記念特別賞の交付に関する要綱

平成28年3月29日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、織田信長公が1567年に当地に入城し、地名を「岐阜」と改めてから450年の節目を迎えるに当たり、「信長公ゆかりのまち岐阜市」を広く発信し、本市の都市ブランド化を図るための岐阜市信長公450プロジェクトの記念事業の一環として実施する信長公岐阜入城・岐阜命名450年記念の特別賞（以下「特別賞」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 特別賞の名称は、「信長公450特別賞」とする。

(対象事業)

第3条 特別賞の交付を認める事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 事業の目的及び内容が、本市の教育、芸術・文化及びスポーツの振興、市民福祉の増進等に寄与するものであり、公共性を有すると認められるもの
  - (2) 広く一般市民を対象とし、事業の参加者がおおむね50人以上であるもの。ただし、参加者が専ら事業を実施する団体の構成員の親睦を図るために行うもの及び団体の構成員のみを対象とするものを除く。
  - (3) 原則として岐阜市内が事業の開催地であるもの。ただし、市民の幅広い参加が期待できるもの又は本市のイメージアップが期待できるものは、この限りでない。
  - (4) 主催者の所在が明確であり、事業の遂行能力が十分であるもの
  - (5) 主催者が参加者から入場料その他の費用（以下「料金等」という。）を徴収する事業にあつては、徴収の額及び目的が明確であるもの
  - (6) 事業の実施場所において、保健衛生及び災害防止に関する措置が講じられているもの
  - (7) 参加者が競い合うことにより技能の一層の向上が期待できる事業であると認められるもの
  - (8) 平成29年1月1日から平成29年12月31日までの間に、特別賞の交付に係る表彰式を行うことができるものと認められるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業にあつては、特別賞の交付を認めないものとする。
- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
  - (2) 特定の政治団体又は宗教団体を支持し、支援し、又はこれらに反対することを目的とするもの
  - (3) 特定の思想又は主義主張の浸透を図ることを目的とするもの
  - (4) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
  - (5) 主に営利又は商業宣伝を目的とするもの
  - (6) 特定の団体の宣伝又は売名を目的とするもの
  - (7) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になるもの
  - (8) 行政の運営に支障を来すもの
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、特別賞の交付を行うことが不相当と認められるもの
- (特別賞の交付)

第4条 特別賞の交付は、原則として1事業につき1件とし、主催者を通じて、顕彰すべき参加者に賞状を交付することにより行うものとする。ただし、1事業において年齢別、階級別その他区分を設ける場合は、その区分に応じてそれぞれ特別賞を交付することができる。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときは、副賞を交付することができる。

3 岐阜市後援名義の使用承認及び岐阜市長賞の交付に関する要綱（平成10年11月6日決裁）に基づく市長賞（以下「市長賞」という。）の交付と同時に特別賞の交付を行う事業において、市長賞の交付を受けるものより成績が下位のものに対して特別賞を交付するものとする。

（申請手続等）

第5条 特別賞の交付を申請しようとするもの（以下「申請者」という。）は、事業を実施する日（募集要項等に特別賞を交付する旨の記載をしようとする場合は、当該募集要項等を交付する日）の1か月前までに岐阜市信長公岐阜入城・岐阜命名450年記念特別賞の交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、当該事業を所管する課等に提出しなければならない。ただし、市長賞の交付の申請を併せて行う場合にあっては、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 主催者の活動目的及び活動内容が分かる書類

(2) 役員その他事業関係者の住所、役職名等が分かる書類

(3) 事業の目的及び計画が分かる書類

(4) 収支予算書（様式第2号）。ただし、事業が料金等を徴収するものでない場合は、この限りでない。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（決定）

第6条 市長は、申請書を受け付けたときは、その内容を審査の上、その諾否を決定し、申請者にその結果を岐阜市信長公岐阜入城・岐阜命名450年記念特別賞の交付決定に関する通知書（様式第3号）により通知するものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、特別賞の交付に係る決定に当たり、条件を付すことができる。

2 申請書の記載事項に変更が生じた場合は、申請者は、速やかに再申請をしなければならない。

（決定の取消し）

第7条 市長は、前条の規定により特別賞の交付を認めた事業が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その決定を取り消すことができる。

(1) 申請書の記載事項に虚偽のあることが判明した場合

(2) 第3条の規定に違反する事実が判明した場合

(3) 法令又は特別賞の交付に係る決定に付した条件に違反した場合

2 市長は、前項の規定により特別賞の交付に係る決定を取り消したときは、その理由を付して当該決定を受けたものに岐阜市信長公岐阜入城・岐阜命名450年記念特別賞の交付決定に関する取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 第1項の規定により特別賞の交付に係る決定を取り消されたものは、直ちに交付された賞状及び副賞を市長に返還しなければならない。

（事業終了後の報告）

第8条 申請者は、事業終了後1か月以内に、事業実施報告書（様式第5号）を提出しなければ

ならない。

- 2 事業が料金等を徴収するものであった場合は、事業実施報告書に収支報告書（様式第6号）を添付しなければならない。
- 3 前項に規定する場合において、市長賞の交付に係る事業実施報告書を併せて提出するときは、収支報告書の添付を省略することができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。